

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条及び第二十三条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二十四条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。